

工事円滑化、新技術活用およびICT活用工事に関する説明会を開催

H29. 10. 2

—和歌山河川国道事務所—

工事円滑化および新技術活用に関する説明会には、職員、現場技術および請負者の144名が参加。ICT活用に関する説明会には、職員、現場技術の85名が参加しました。説明会では質疑応答もされ、有意義な説明会となりました。

【概要】

- 日時：平成29年10月2日（月）10時～15時
- 場所：アバローム紀ノ国 孔雀の間
- 主催：企画部技術管理課、施工企画課、近畿技術事務所
- 議事次第

午前の部

1. 工事円滑化に向けた説明
2. 新技術に関する連絡事項

午後の部

1. i-Construction概要説明及びH29年度ICT活用工事実施方針等
2. ICT活用工事 出来形管理、検査
3. その他 質疑応答

【内容】

工事円滑化；工事円滑化・適正化に向けた新たな取り組み
工事請負契約におけるガイドラインについて

新技術活用；更なる新技術活用、設計業務で新技術を検討し採用する際の支援について

ICT活用；工事の実施方針や基準類、さらに段階確認や検査時のポイントについて



【技術管理課】



【近畿技術事務所】



【施工企画課】

【会場の様子】



【質疑の様子】

【問い合わせ先】

国土交通省 近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所 品質確保課
〒640-8227
和歌山市西汀丁16 TEL073-424-2471(代表)



工事円滑化および新技術活用に関する説明会時の質問回答

工事円滑化に向けた説明 企画部技術管理課
(聴講者からの質問要旨)

設計図書に差異等があった場合、設計図書の照査では受注者は「資料を提出し確認を求めなければならない」と記載があるが、条件変更等では「監督職員に通知」と異なっている。発注者・受注者とも確認する必要があるため、受注者からは「通知」で工事打合せ簿を作成すべきではないか？

.....質問の詳細.....

- 共通仕様書には、契約書 第18条 第1項 第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、
〜〜〜確認出来る資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。
と記述されています。
- 契約書には、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し〜〜〜と記述があり、「提出」と「通知」と言う二つの『発議方法』があるので矛盾があります。

※共通仕様書でも、契約書第18条の5項目に関わる設計図書の照査と記述が有る上、契約書自体が共通仕様書とは異なり『その工事固有の設計図書』とした場合、共通仕様書より契約書を重視すべき。結果、設計図書の照査は【通知】することが必要と思います。

また、特記仕様書に記述がある「設計図書の照査ガイドライン(案)」契約書と同様に【監督職員に通知】と記述されているからです(ガイドラインでも[通知]と[提出]の両方の記述があります)。それと、設計図書の照査で出された書類には「回答する必要がある」と記載しています。
、設計図書の照査は、契約書に基づき「通知」で出して貰う必要があると思ってます。

.....
(技術管理課からの回答)

土木工事共通仕様書の総則に『本共通仕様書は、(略)工事請負契約書(以下「契約書」という。)及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。』と記載されており、契約書の内容について、統一的な解釈及び運用を図ることから、土木工事共通仕様書の記載のとおり、設計図書の照査結果は提出書で受理して下さい。

— 以 上 —